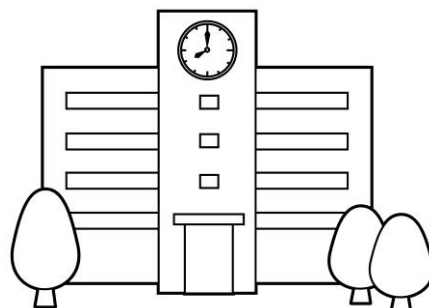


入学説明会しおり

2023年1月30日（月）

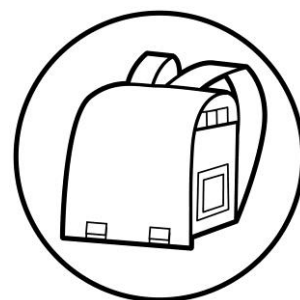
会次第

- 1 校長より
- 2 交通安全指導の話
- 3 お子様の入学にあたって
 - ・入学までに身に付けておきたいこと
 - ・持ち物
 - ・登下校
 - ・その他
 - ・学校保健
 - ・給食
 - ・サポートルームについて
 - ・入学式について
- 4 P T Aより
- 5 質疑応答



資料

- 1 学校の概要・経営方針
- 2 お子様の入学にあたって
 - (1) 入学までに身に付けておきたいこと
 - (2) 持ち物
 - (3) 登下校について
 - (4) その他
 - (5) 学校保健
 - (6) 学校給食
 - (7) サポートルームについて
- 3 入学式のご案内（別紙）



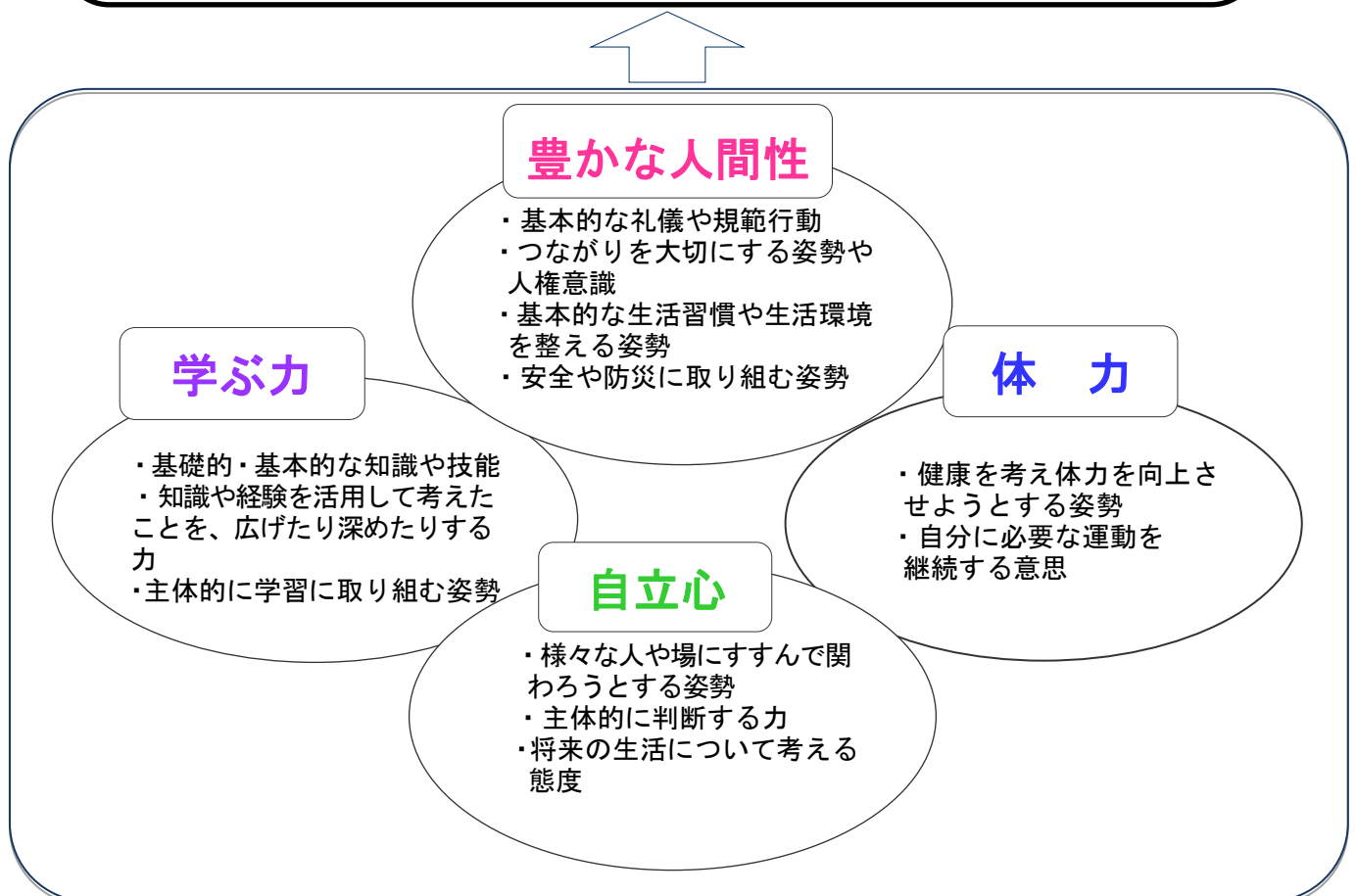
1 学校の概要・経営方針

- ・校長 山本 正則 副校長 榊原 麻紀
- ・所在地 東京都町田市森野2丁目21番28号
TEL ①042(722)3727
②042(722)6939
- ・学級数 通常級(17学級) サポートルーム(特別支援教室・週2時間)
- ・開校 1955年 来年度は創立68年目となります。
- ・児童数 537名(2023年 1月現在)

町四小教育目標 つよい子ども・考える子ども・やさしい子ども

夢・志をもち、笑顔があふれる町四小
～人とのつながりの中で自己実現を図る子供～

言葉をつなげる、考えをつなげる、行動をつなげる、心をつなげる



2 お子様の入学にあたって

(1) 入学までに身に付けておきたいこと

● 規則正しい生活をする

- ・ 早寝、早起きの習慣を付ける。
- ・ 朝食を必ず食べる。
- ・ 排便は朝のうちにすませる。
- ・ 洗顔、歯みがきの習慣を付ける。



● あいさつや返事、基本的な応対ができる

- ・ 「おはようございます」「ってきます」「いただきます」「さようなら」「ありがとう」「ごめんなさい」等のあいさつ、言葉がはっきりと言える。
- ・ 名前を呼ばれたら「はい」と返事ができる。
- ・ 自分の名前や保護者の名前が言える。
- ・ 相手が話し終わるまで待つことができる。
- ・ 最後まではっきりと話すことができる。
- ・ 困ったことは、はっきりと言うことができる。



● 自分のことは自分でする

- ・ 着替えを手早くして、脱いだものをたたむことができる。
- ・ 学用品や遊び道具など、持ち物の片付けができる。
- ・ 排便の後始末（拭く、流す）ができる。学校のトイレは主に洋式です。練習をしておいてください。
- ・ 食事はあまり時間をかけずに食べる。（給食は約20分間で食べます。）
- ・ 嫌いなものも一口は食べるようにする。
- ・ お箸やスプーンがきちんと使える。
- ・ ハンカチ・ティッシュをいつも身に付ける。

● その他

- ・ 自分の名前（ひらがな）を読んだり、正しい鉛筆の持ち方で書いたりできる。
- ・ 友達と仲良く遊ぶことができる。
- ・ 1人で登校することができる。


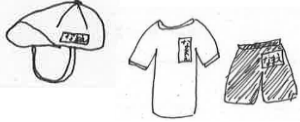


(2) 持ち物

体育着に付ける名札 5 cm × 1.5 cm
ズボンに付ける名札 5 cm × 3 cm
赤白帽子は、白の面の縁に学年、組、名前

家庭で用意していただくもの

※気がそれないように、キャラクターものは避けてください。

- ① ランドセル 右手側に通学路リボン（次ページで説明）をつけます。
- ② 手さげ袋 2つ（月曜セットや道具箱を入れるためのものと、図書の本専用のもの）
- ③ マスク袋と予備のマスク（給食時や体育時に外したマスクを入れる。）
- ④ 筆箱 鉛筆を1本1本入れる所があるもの。
実用性を基本に飾りの少ないもの。
*チャック式のものや缶ペンケースはやめてください。キャップ、鉛筆削りは使用しません。
- ⑤ 鉛筆 Bまたは2B（芯のやわらかいもの）の鉛筆4本と赤鉛筆1本
- ⑥ 消しゴム よく消える白い四角の消しゴム。色やにおいのない物。
- ⑦ 下敷き B5またはA4サイズ
- ⑧ 上履き 白色のシューズ（バレエシューズが多いです。上履きは一週間に一回持ち帰り、家で洗ってきます。）つま先に学年組氏名、かかどに苗字を書いてください。
- ⑨ 上履き入れ かける所に紐をつけると、フックに掛けやすいです。
- ⑩ 給食用のランチョンマットとハンカチと給食袋
ランチョンマットは、28 cm × 35 cmのおぼんがのるくらいの大きさのものを用意してください。また、毎日持って帰りますので、洗濯したものと取り替えてください。
- ⑪ 体育着 白の半そでシャツと紺のハーフパンツ、赤白帽子（つば付き）
※本日、学校にて業者の出張販売があります。（学校の指定ではありませんので、他のお店にて購入していただいても構いません。）
- ⑫ 防災頭巾 今まで使用していたものがあれば、そのまま使用してもかまいません。いすの背もたれに取り付けるカバーは必ず用意してください。

学校で一括購入するもの

- ① ノート（国語、算数、自由帳、連絡帳）連絡袋 道具箱 つぼのり スティックのり はさみ クレパス 粘土 粘土板 名札 名前ペン、算数ブロック
- ② クーピーペンシルはPTAよりお祝いとして配布されます。
- ③ 町田市から防犯ブザーが貸与されます。故障した際は各自で用意してください。
*上記のものは、入学式当日にお渡しします。

すべての持ち物、身に付ける物には、名前を書いてください。

- ① 油性ペンで書く。（洗ったり、こすったりしてもとれないように。）
- ② ひらがなで、はっきりと書く。
（全員が同じ物を持っていることが多いです。他の子も読めるようにひらがなでお願いします。）
- ③ 洋服や下着、靴下にも書く。（健康診断やプールするとき、特に必要です。）
- ④ 鉛筆やクーピー、クレパスなどにも1本ずつ書く。
- ⑤ 教科書、ノート、消しゴム、のり、はさみ、靴、傘などすべてのものを書く。
（傘は持ち手の部分に書いてください。傘立てに入れたとき、見つけやすいです。）

(3) 登下校について

① 欠席、遅刻について

- ・欠席、遅刻の時は、朝、必ず、連絡帳を届けてください。連絡帳を学校に持っていってもらったり、家に届けてもらったりする人（兄、姉、近所の友達など）を決めておいてください。
*連絡帳での連絡が間に合わない場合は、8：15までに必ず電話連絡をしてください。
*8：20に入室していないと遅刻になります。
- ・遅刻して登校するときは保護者の方が教室まで送り、担任に一声かけて引き渡してください。早退の時も、教室まで迎えをお願いします。

② 通学路について

- ・通学路の指定があります。必ず通学路を通して登下校してください。通学路を通ることの重要性について学校でも指導しますが、ご家庭でもお話ししてください。尚、通学路以外のけがについては、日本体育スポーツ振興センターの給付の対象になりません。
- ・入学前に必ず、お子さんと一緒に通学路を歩いて、1人でも登下校できるように練習をしておいてください。

- ・危険箇所を確認し、注意をするように話す。
- ・右側通行や、白線の中を歩く練習をする。
- ・通学にかかる時間を計って、朝家を出る時刻を確認する。
- ・横断歩道をわたる場合は、信号機の使い方や、道の渡り方を練習しておく。（右→左→右の確認）
- ・子ども110番の家を確認する。

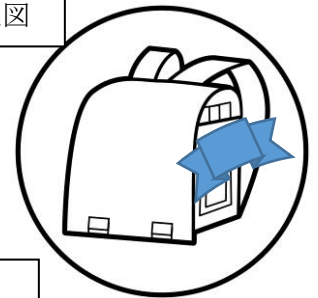


- ・誘拐などの防止のため、知らない人には絶対についていけないように言い聞かせておいてください。
- ・下校時に1人にならないように、一緒に登下校する友達をなるべく多く決めておいてください。

③ 集団下校について

- ・入学後一週間ぐらい、途中までの集団下校を行います。
- ・通学路ごとに、色別のリボンをランドセルにつけることになっています。

参照図



リボンの色…本日お渡ししますので、リボンの色を確認してお取りください。

北門（4丁目・木曽方面）…黄色	正門…ピンク	西門…緑
北門（安楽亭方面）…オレンジ	中町・旭町方面…赤	森野学童…青

※学童に行く人は、学童のリボンと通学路の色のリボンの2本をつけることになります。ランドセルの右手側に、ほどけないように結び付けてください。（図を参照）

(4) その他

入学前に転出する予定のある方

- ・できるだけ早く学校に申し出てください。すでにわかっている方は、本日お申し出ください。
- ・手続きのための書類を受け取り、入学する学校にお渡しください。
- ・市役所での手続きも必要となります。

(5) 学校保健

① 2022年度の学校医

- 内科医 陣内祐二 TEL 732-5120 原町田 1-7-17 ガレリア町田 3 F
- 眼科医 保坂絵里 TEL 725-5885 中町 4-19-11
- 耳鼻科医 馬淵滝男 TEL 789-8733 根岸 2-13-1
- 歯科医 小川冬樹 TEL 722-1999 旭町 1-8-13
- 薬剤師 光井理都子



② 朝の健康観察 ……「感染症予防のための健康観察カード」記入のお願い…

毎朝、お子さまの検温と健康状態を「感染症予防のための健康観察カード」に記入して学校へ持たせてください。発熱やかぜなどの症状がみられる場合、ご家庭で適切な処置をとり、無理のない登校をしてください。4月1日から記入をしてください。

③ 学校感染症

お子さんが学校において予防すべき感染症にかかった場合、本人の休養と感染予防のため、学校保健安全法第19条により出席停止（欠席扱いにはなりません）になります。出席停止の期間は、ご家庭でゆっくり休養させてください。病気が治って登校する際には、この病気が完治し、他の児童に伝染する恐れがないことを証明する『登校許可証』を医療機関から発行を受け、登校する際に学校へご提出ください。感染症にかかった場合は早めに医療機関を受診し、その旨ご連絡ください。

町田市立小中学校では、学校保健安全法施行規則に定める感染症のうち、下の11疾患について「登校許可証」（医師による治癒証明）の提出をお願いしています。

この証明の発行手数料は、町田市と町田医師会との契約により、公費で負担しています。

百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症

登校 登校許可証 (控)		(学校提出分)
学校長 様		小学校 中学校
学 校 名	町田市立	
児 童 生 徒 氏 名		(年 組)
疾患名(該当のものに○)	発症日: 月 日	
1. 百日咳	7. 結核	
2. 麻疹(はしか)	8. 髄膜炎菌性髄膜炎	
3. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	9. 流行性角結膜炎	
4. 風疹(三日はしか)	10. 急性出血性結膜炎	
5. 水痘(水ぼうそう)	11. 溶連菌感染症	
6. 咽頭結膜熱(アール熱)		
上記のものは症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、月 日 日より登校可能と判断します。		
年 月 日		
医療機関所在地 および名称		
医 師 名		
2014年4月改訂 町田市教育委員会		



上記以外の感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎）についても、本校所定の「感染症罹患・登校届」（保護者記入）の提出をお願いします。

感染症の種類により提出書類が異なります。ご不明な点は、学校までお問い合わせください。なお、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病は、症状が軽く合併症の心配も少ないので出席停止扱いにはしません。医師の指示に従ってください。

1 学校への報告について

学校における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、下記の場合については、学校へ速やかに連絡いただき、児童・生徒等の出席を控えるようお願いいたします。

- (1) 児童・生徒等の感染が疑われる場合（PCR検査を受ける場合、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合など）
- (2) 児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童・生徒等の感染が判明した場合
- (4) 同居のご家族の感染が疑われる場合（PCR検査を受ける場合、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合など）
- (5) 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合
- (6) 同居のご家族の感染が判明した場合

2 出席停止等の取扱・登校の判断について

児童・生徒等及び同居のご家族等の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合など、下記のような状況が発生した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく等の出席停止の措置を取ります。出席停止とした場合には、欠席扱いになりません。

(児童・生徒の場合)

番号	状 況	出席停止の措置内容等
①	児童・生徒が感染した場合	・保健所が指定する期間まで <u>(有症状者)</u> 発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除を可能。7日目で症状が軽快していない場合、症状軽快時から、24時間経過した場合に解除を可能 <u>(無症状者（無症状病原体保有者）)</u> 検体採取日を0日として7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能 5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に待機解除を可能。また、6日目の検査で陰性を確認した場合は、6日間経過後（7日目）に待機解除が可能

②	児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に濃厚接触をした日から起算して原則5日間 ・PCR検査等の結果、「陽性」の場合には、①と同様 <p>※抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から出席可能</p> <p>※同居家族等の感染により濃厚接触者となった場合の待機期間については、欄外に記載</p>
③	児童・生徒が発熱等の風邪の症状にある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで（かかりつけ医等が登校すべきでないと判断した期間） ・PCR検査等を受ける場合は、受けることが決まった日から、結果が「陰性」と判明するまで ・PCR検査等の結果が「陽性」の場合には、①と同様 <p>※校内で症状が出た場合は、当日は安全に帰宅させ、同様に扱う</p>
④	医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等で重症化するリスクが高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医等の見解を保護者に確認のうえ、校長が承認した場合、主治医等が登校すべきでないと判断した期間
⑤	児童生徒が海外から帰国した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国日から原則7日間 <p>※施設待機者については、検疫所が確保する宿泊施設で受けた検査結果が陰性であれば、退所後、登校可能</p> <p>※入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であった場合には、その後は登校可能</p> <p>※その他、国の行う水際対策と同様</p>
⑥	感染症予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防上、保護者が申し出る欠席理由が合理的と校長が判断する場合には、必要とする期間
⑦	児童・生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種に必要な期間 ・出席停止とし、接種による早退及び遅刻の場合については、出席扱い
⑧	ワクチン接種後、児童・生徒に副反応が出た場合	<ul style="list-style-type: none"> ・症状が治まるまで

●同居家族等の感染により濃厚接触者となった場合の待機期間

陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は、陽性者の発症等により住居内で感染症対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間となります。

住居内での感染対策とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策となります。

※抗原定性検査キットにより2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から出席可能となります。

（同居の家族等の場合）

番号	状況	出席停止の措置内容等
⑨	同居の家族等の感染が判明した場合	同居の家族等の感染により、児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合には、②と同様
⑩	同居の家族等が濃厚接触者と特定され発熱等の風邪症状がある場合 ※発熱等の風邪症状がない場合には、出席停止の措置なし	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等の結果、同居の家族が「陰性」と判明するまで ・PCR検査等の結果、同居の家族が「陽性」の場合には、⑨と同様
⑪	同居の家族等が発熱等の風邪症状がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで ・PCR検査等を受ける場合は、受けることが決まった日から、結果が「陰性」と判明するまで ・PCR検査等の結果が「陽性」の場合には、⑨と同様

④ 定期健康診断

入学後まもなく定期健康診断が始まります。発育状態、疾病の有無、勉強や運動など学校生活を送る上で支障はないかなど、スクリーニングを行います。お子さんのからだのことで主治医から指示があったり、持病があったりする場合はお知らせください。いろいろな検査で衣服の着脱をします。自分でできるように、着脱しやすい服装をお願いします。また、身体計測時の髪型にもご配慮ください。

健康診断で異常が見つかった場合は「結果のお知らせ」をお渡しします。早めに専門医を受診してください。すべての結果は、健康診断終了後「定期健康診断の記録」でお知らせします。

※ 学校生活管理指導表

学校において配慮が必要な心臓疾患・腎臓疾患・その他の疾患や食物アレルギー・喘息などで加療中の場合は、学校生活管理指導表の提出が必要です。この用紙は医師の診断によるもので、診断書にかわるものです。運動制限や授業での配慮、緊急時の対応などについて主治医に記入していただきます。

町田市 学校生活管理指導表(食物アレルギー用)

提出日 年 月 日

町田市立 小学校 年 月 日

学年 年 月 日

性別 () 年齢 () 歳

保護者氏名 ()

学校生活上の留意点

緊急時連絡先

保護者記入欄

町田市立 小学校 年 月 日

学年 年 月 日

性別 () 年齢 () 歳

保護者氏名 ()

学校生活上の留意点

緊急時連絡先

保護者記入欄

町田市立 小学校 年 月 日

学年 年 月 日

性別 () 年齢 () 歳

保護者氏名 ()

学校生活上の留意点

緊急時連絡先

保護者記入欄

⑤学校でけがをしたとき

その日のけがの応急手当は保健室で行います。継続的な処置は医療行為になりますので、学校では行いません。病院受診が必要だと判断した場合は、保護者の方に学校に来ていただいています。確実に連絡が取れるよう、緊急時の連絡先をお知らせください。

学校管理下でけがをして、医療機関を受診した場合は、医療費などの給付が受けられます。医療助成制度は使用しないで、保険診療(3割)により、一時治療費を負担していただき、後から支給される災害給付制度があります。

⑥学校で具合が悪くなったとき

頭痛、腹痛など具合が悪くなった場合は、保健室で休養し様子をみます。回復の見込みがない場合はお迎えに来ていただきます。内服薬は一切使用しません。必要な場合は持参していただいて結構ですが、『自己管理』となります。原則として学校では薬を預かったり飲ませたりできません。

⑦衣類を汚してしまったとき

下着を使用した場合は、新しいものをお返しください。洋服を借りた場合は、洗濯をして返してください。



(6) 学校給食・・・説明担当 大山 (栄養士)

学校給食は、教育活動のひとつです。お昼ごはんの提供だけではありません。

「給食」は時間割の中に設定されています。そのため、教育活動の場としてたくさんのねらいがあります。

- ・子供たちの心と体の健康の保持、増進。
- ・食事についての正しい理解と判断力を養う。
- ・マナーや望ましい食習慣を養う。
- ・伝統食に触れ日本の食文化の理解を深める。
- ・町田で生産される食べ物を知る、などです。

新1年生の給食は、
4月13日(木)から
始まる予定です。

町田市産の野菜を
積極的に使います。
小松菜、トマト、大根、
長ねぎなど

【給食の例】

「まち☆ベジ給食」町田市で収穫された農産物(米・人参・大根・白菜・小松菜・長ねぎ)を使用した給食
牛乳 町田の新米キヌヒカリご飯 銀鮭のゆず焼き ごまあえ 町田野菜のみそ汁



【ご入学までに準備していただきたいこと】

- ① 食事時間は「遊び食べ」や「ながら食べ」、「食べ歩き」などをしないで、食べることに集中できるようにさせてください。(給食時間中に食事をする時間は15～20分くらいです。)
- ② 食事の基本的なマナーを教えてください。配膳は、ご飯茶碗は左、汁物は右におきます。箸を正しく持てるようにしましょう。また、危なくない範囲で食事の準備や後片付けのお手伝いをさせてください。
- ③ 給食用として、ランチョンマット、マスク、ハンカチと、この3点を入れる袋をご用意ください。

【食物アレルギー対応】

食物アレルギー対応申出書の「希望する」の欄に○をつけた方に、対応の相談をさせていただきます。

対応が必要な方には、就学時健診の際に「学校生活管理指導表」をお渡ししました。入学説明会終了後、栄養士まで「学校生活管理指導表」をご提出ください。

【気をつけていただきたいこと】

給食は、文部科学省により定められた「学校給食摂取基準」に基づいて献立作成を行っています。

そのため、お子さんが食べたことのない食品（例えば種実類ではアーモンド、くるみ、カシューナッツ、ひまわりの種など、果物類ではプラム、びわ、プルーンなど）が給食に出ることもあります。

毎月の献立表の材料名をご覧になり、お子さんが食べたことがない食品で食物アレルギーに関して不明のため心配があれば担任まで申し出てください。

なお、町田市の学校給食では、そばとピーナッツの提供はしていません。

【給食当番の身支度】



給食当番は、帽子、白衣、マスクを着用します。

当番は1週間交代で、週の最終日に帽子と白衣、それらが入った袋を持ち帰ります。

洗濯をしていただき、必ずアイロンをかけて翌週の初日に持たせてください。

アイロンをかけるのは、殺菌と消毒のためです。

マスクはご家庭で用意してください。

お手数をおかけしますが、ご協力くださいますように、どうぞよろしくお願いいたします。